

資料番号

総務7

令和3年7月19日

局名 監査委員事務局

担当者 監査統括監 廣瀬

監査管理監 財満

直通電話 082-513-5113, 5114

# 事 務 概 要

令和3年度

広島県監査委員

## 目 次

1	監査委員の状況等	1
2	事務局組織，職員数及び事務分掌	2
3	令和3年度予算	4
4	主要業務の概要	5

### 参考資料

・令和2年度定例監査の結果報告（年度のまとめ）	8
-------------------------	---

# 1 監査委員の状況等

## (1) 監査委員の職務

監査委員は、県の行政が最少の経費で最大の効果を挙げるよう実施されているかどうかを公正に監査するため、地方自治法第195条により知事の指揮監督から独立して設けられたものである。

その職務権限の主なものは、次のとおりである。

- ア 財務に関する事務の執行についての監査（財務監査）
- イ 一般行政事務についての監査（行政監査）
- ウ 決算及び証拠書類等の審査（決算審査）
- エ 現金の出納についての検査（例月出納検査）
- オ 健全化判断比率等の審査
- カ 内部統制評価報告書の審査

## (2) 委員の状況

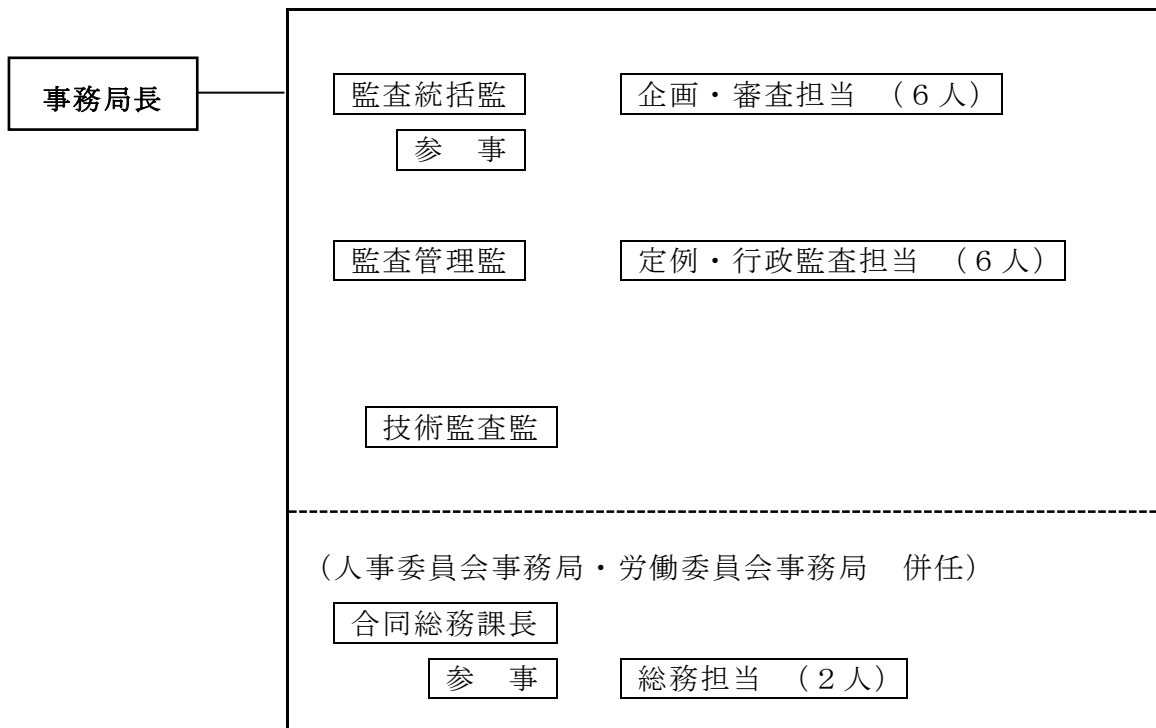
区 分		常・非常勤	氏 名	備 考
監 査 委 員	議員選任	非常勤	緒 方 直 之	
	議員選任	非常勤	桑 木 良 典	
	識 見	非常勤	奥 兆 生	
	識 見	常 勤	川 上 俊 幸	代表監査委員

(参考)

委員の設置及び定数	委員の選任	委員の任期												
1 設置 普通地方公共団体に監査委員を置く。(地方自治法第195条)  2 定数 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県, 人口25万人以上の市</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定数	都道府県, 人口25万人以上の市	4人	その他の市町村	2人	1 知事が議会の同意議決を得て選任  2 議員のうちから選任する場合の委員数 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県, 人口25万人以上の市</td> <td>2～1人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> (本県の場合は、広島県監査委員条例により2人)  3 都道府県及び人口25万人以上の市については、識見委員のうち1人以上は常勤としなければならない。	区 分	委員数	都道府県, 人口25万人以上の市	2～1人	その他の市町村	1人	1 議員選任委員 議員の任期  2 識見委員 4年
区 分	定数													
都道府県, 人口25万人以上の市	4人													
その他の市町村	2人													
区 分	委員数													
都道府県, 人口25万人以上の市	2～1人													
その他の市町村	1人													
※ ただし、条例でその定数を増加することができる。														

## 2 事務局組織，職員数及び事務分掌

### (1) 組織



### (2) 職員数 (合同総務課職員を除く。)

区 分	職員数 (人)
事務局長	1
監査統括監	1
監査管理監	1
技術監査監	1
参事	1
ほか職員	1 2
計	1 7

(ほかに 建築物等監査嘱託員 1人)

### (3) 事務分掌

#### ア 企画・審査担当

- (ア) 監査の企画・立案に関する事
- (イ) 知事との協議に関する事
- (ウ) 各種会議に関する事
- (エ) 監査の研修に関する事
- (オ) 監査の広報，広聴に関する事
- (カ) 外部監査に関する事
- (キ) 監査委員の交代に関する事
- (ク) 決算審査に関する事
- (ケ) 例月出納検査に関する事
- (コ) 健全化判断比率等の審査に関する事
- (サ) 指定金融機関等の監査の執行に関する事
- (シ) 内部統制評価報告書の審査に関する事

#### イ 定例・行政監査担当

- (ア) 定例監査の執行に関する事
- (イ) 財政的援助団体等の監査の執行に関する事
- (ウ) 行政監査の執行に関する事
- (エ) 随時監査の執行に関する事
- (オ) 知事の要求による監査の執行に関する事
- (カ) 議会の請求による監査の執行に関する事
- (キ) 直接請求による監査の執行に関する事
- (ク) 住民監査請求に関する事
- (ケ) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関する事

#### ウ 合同総務課

- (ア) 事務局の組織・人事に関する事
- (イ) 予算，決算及び会計に関する事
- (ウ) その他事務局の庶務に関する事

### 3 令和3年度予算

(款) 総務費

(項) 監査委員費

(単位：千円)

目	令和3 年度 当初 予算額	令和2 年度 当初 予算額	比 較	本年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一 般 財 源	
				国 庫 支出金	その他		
1 委員 費	25,734	25,975	▲241	—	—	25,734	1 委員報酬・給与費 委員4人 24,003 2 監査執行経費 1,731
2 事務 局 費	193,620	195,255	▲1,635	—	—	193,620	1 職員給与費 155,013 2 事務局運営費 20,501 3 外部監査事業費 18,106
計	219,354	221,230	▲1,876	—	—	219,354	

#### 4 主要業務の概要

「監査の指針」（平成 28 年 3 月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた 3 つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「事務事業の改善の促進」「専門的監査・審査機能の強化」「効率的・効果的な監査」「監査の実効性の確保」に取り組み、質の高い監査を実施する。

##### (1) 監査業務の執行

###### ア 定例監査等（地方自治法第 199 条第 1 項，第 2 項，第 4 項，第 7 項）

本庁，地方機関の事務の執行について，本庁は全部局（21 部局），地方機関は 204 機関中 55 機関を対象として監査を行う。

また，引き続き，抜き打ち的監査を実施することにより，すべての機関への牽制機能を確保する。

なお，財政的援助団体等については，出資額等に応じて監査を行う。

##### 【令和 2 年度実績及び令和 3 年度計画】

区 分		令和 2 年度実績		令和 3 年度計画				
		対象数	執行数	対象数	執行数	摘要		
県 の 機 関	本 庁	各部局		11	11	11	11	すべて実施
		行政委員会等		10	10	10	10	すべて実施
		(小 計)		(21)	(21)	(21)	(21)	
	地 方 機 関	知 事 部 局	西部・東部・北部 各事務所	16	10	16	9	総務事務所は毎年，その他は 2 年に 1 回
			その他	46	16	46	17	3 年～5 年に 1 回
		企業局（水道事務所等）		2	0	2	0	3 年～5 年に 1 回
		病院事業局		2	0	2	1	広島病院は 2 年に 1 回 安芸津病院は 3 年～5 年に 1 回
		教 育 委 員 会	県立学校	101	20	100	17	3 年～5 年に 1 回
			その他	11	2	11	5	3 年～5 年に 1 回
		警察（警察署・警察学校）		27	6	27	6	3 年～5 年に 1 回
		抜き打ち的監査		—	0	—	0	選定して実施
	(小 計)		(205)	(54)	(204)	(55)		
	合 計		226	75	225	76		
	財 政 的 援 助 団 体 等	出資法人		31	11	30	10	出資比率等に応じ 2 年～5 年に 1 回
補 助 団 体 （ 1 千 万 円 以 上）		継続補助団体・ 5 千万円以上／年	69	3	69	7	概ね 5 年に 1 回 （学校法人は選定 して実施）	
		その他	188	2	188	6	選定して実施	
		(小 計)	(257)	(5)	(257)	(13)		
指定管理者		55	7	54	12	概ね 5 年に 1 回		
不動産の信託受託者		2	0	0	0	必要に応じて実施		
合 計		345	23	341	35			
総 合 計		571	98	566	111			

**イ 行政監査**（地方自治法第 199 条第 2 項）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

【参考：令和元年度のテーマ及び監査対象機関】（令和 2 年度及び令和 3 年度は休止）

テ ー マ	監査の対象機関
間接補助金等について	平成 30 年度に交付実績のある補助金のうち、間接補助金に係るもの

**ウ 決算審査**（地方自治法第 233 条第 2 項，第 241 条第 5 項，地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計，特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

（審査の対象）

- ・ 一般会計，特別会計
- ・ 基 金 市町振興基金
- ・ 公 営 企 業 会 計 病院事業会計  
工業用水道事業会計  
土地造成事業会計  
水道用水供給事業会計  
流域下水道事業会計

**エ 健全化判断比率等の審査**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項，第 2 2 条第 1 項）

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及び資金不足比率の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

**オ 例月出納検査**（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計，基金に係る現金の出納について，毎月おおむね 25 日に検査を行う。

**カ 内部統制評価報告書の審査**（地方自治法第 150 条第 5 項）

内部統制評価報告書の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。



**キ 住民監査請求による監査**（地方自治法第 242 条）

住民等からの請求により，該当する財務に関する事務について，監査を行う。

**【年度別請求件数】**

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	6 件	0 件	3 件	3 件	2 件

**ク 随時監査**（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要に応じ随時，財務に関する事務について，監査を行う。

**ケ 知事及び議会の要求による監査**（地方自治法第 98 条第 2 項，第 199 条第 6 項）

知事及び議会の要求により，該当する事務について，監査を行う。

**(2) 外部監査の実施準備及び協力**

**ア 包括外部監査**（地方自治法第 252 条の 27 から第 252 条の 38 まで）

知事の補助執行事務として，包括外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また，包括外部監査人の求めに応じ，外部監査業務に協力する。

**【令和 3 年度包括外部監査人】**

公認会計士 安部 貴之（令和 3 年 4 月 1 日 包括外部監査契約締結）

**イ 個別外部監査**（地方自治法第 252 条の 39 から第 252 条の 44 まで，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項）

監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うこととなったとき，知事の補助執行事務として個別外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また，契約締結後，個別外部監査人の求めに応じ，外部監査業務に協力する。

## 令和2年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について

### 1 定例監査等の実施機関数

令和2年度監査基本計画に基づき県の機関75機関及び財政的援助団体等23団体を対象に監査を実施した。

### 2 定例監査結果等の概要

#### (1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項56件、改善を求める事項19件、検討要請事項20件である。

区 分		監査実施機関(団体)数		監査結果		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	45	20	25	10	14
	教育委員会	23	12	15	2	4
	警察本部	7	4	3	3	0
	小 計	75	36	43	15	18
財政的援助団体等	出資等団体	11	5	12	3	2
	補助金交付団体	5	2	1	1	0
	公の施設の指定管理者	7	0	0	0	0
	小 計	23	7	13	4	2
合 計		98	43	56	19	20

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

#### (2) 性質別監査結果 ※ ( ) 内は、令和元年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入（県税、使用料及び手数料の徴収事務など）	3(1)	1(3)	1(1)
	支出（委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など）	17(22)	4(6)	4(4)
	財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	14(19)	2(5)	3(1)
	工事（工事や補償に係る事務など）	4(4)	4(1)	0(0)
	その他（県機関における事務処理体制など）	5(6)	4(4)	10(12)
小 計		43(52)	15(19)	18(18)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0(1)	0(1)	0(0)
	会計処理全般に係るもの	3(9)	0(0)	1(2)
	資産・負債関係に係るもの	1(0)	0(0)	0(0)
	収入（収益）・支出（費用）に係るもの	5(5)	3(2)	1(0)
	補助金等に係るもの	1(1)	1(0)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	0(1)	0(0)	0(0)
	その他（決算書類、税務関係等）に係るもの	3(0)	0(2)	0(0)
小 計		13(17)	4(5)	2(2)
合 計		56(69)	19(24)	20(20)

#### (参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

### 3 主な指摘事項等

#### (1) 県の機関

##### ア 指摘事項

- 委託契約において、知事ではなく、課長名義で変更契約を締結していたもの(商工労働局)
- 土地の使用貸借契約について、借受中の土地に関する起案文書等が所在不明となっていたもの(健康福祉局)
- 広島県民文化センター及び広島県立美術館の利用料金について、必要な決裁及び合議を経ず特定の者に対し減免することとしていたもの(環境県民局)
- 委託契約において、平成26年度の消費税率改正に伴う変更契約が行われておらず、また、契約期間について自動更新条項が設定されていたもの(西部建設事務所)
- 委託契約において、具体的な理由なく随意契約をするとともに、契約内容が仕様書で明確に定められていなかったもの(土木建築局)
- 消防用設備の保守点検において、数量を誤って特記仕様書を作成していたもの(食品工業技術センターなど9機関)
- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定められた手続を行っていなかったもの(環境県民局など2機関)
- 手当の支出事務  
住居届の指定月確認において、父母等と賃貸借契約を締結している職員に前年6月から当年5月までの全月分の家賃支払が確認できるものを提出させていなかったもの(福山工業高等学校)

##### イ 改善を求める事項

- 全て同じ仕様及び工期の6件の修繕工事を小規模修繕執行要綱を適用し、同じ業者と随意契約を行っているが、その設計金額の総額が250万円を超えていることから、一括発注による競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性を確保するよう求めたもの(東部農林水産事務所)
- 起案文書について、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用するよう求めたもの(消防学校など2機関)
- 平成29年度の監査において、指摘を行った工事について、一部未対応の状況があったことから、工事の品質が確保されるよう警察本部と連携して取り組むよう求めたもの(呉警察署など2機関)
- 長期未納(滞納繰越分)の縮減に向けての一層の取組を求めたもの(教育委員会)

##### ウ 検討要請事項

- 産業廃棄物埋立税を活用した事業について、当初予算額を大幅に減額補正しているものが見受けられることから、その原因を分析するとともに事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、利活用の促進に向けた検討を要請したもの(環境県民局)
- 広島がん高精度放射線治療センターの設備投資を行うにあたっては、投資計画を立て、それに基づいて実行し、今後の経営見通しや関係機関との調整を行った上で、早急に機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、リニアック(放射線治療装置)の整備方針を決定するよう要請したもの(健康福祉局)
- 委託業務について、契約の一本化を検討するなど、より適切な契約方法を選択するよう要請したもの(商工労働局)
- ひろしまの森づくり事業について、森林環境譲与税による事業の開始を踏まえ、同事業を実施する市町村と連携するなどして、ひろしまの森づくり県民税が有効に活用され、税収に見合った事業展開となる取組を進めるよう要請したもの(農林水産局)
- 公有財産に係る事務手続について、統一的な取扱いに努めるよう要請したもの(総務局)

#### (2) 財政的援助団体等

- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、県知事(建築主事を置く市町村長)への届出を行っていなかったもの(公立大学法人県立広島大学、一般財団法人広島県環境保全公社：指摘事項)
- 満期保有目的債券について、財務諸表に対する注記に記載された帳簿価額が誤っていたもの(公益財団法人広島県地域保健医療推進機構：指摘事項)